

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和8年5月19日（火）午後1時35分から午後2時00分

場所 富山県防災危機管理センター5階研修室5-A

2 出席委員

網谷繁彦、大浦清和、大西眞彦、坂田博美、佐藤建明、塩谷俊之、
園 尚人、田中智宏、中村好成、古埜雅浩、松井誠二、三國嘉彦、
村上 憲、鷺北英司

（欠席委員：大野久芳）

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

塩谷俊之、田中智宏

6 県職員

水産漁港課：堺課長、飯田副主幹、加藤主任（海区主任兼務）

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

8 付議事項（議題）

(1) 公聴会の結果について（報告）

網谷議長から、公聴会の結果が報告され、利害関係者の公述がなかつたことから、特に審議することなく、2つ目の議題に移るとの説明があった。

(2) 海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の漁場計画の変更について（答申）

網谷議長から、公聴会の結果も踏まえ、県から諮問のあった「海面の新たな漁業権の設定に伴う区画漁業の漁場計画の変更について」委員に意見等を求めたが、意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として答申することが承認された。

前田事務局長から、資料2の案のとおり答申することが説明されるとと

もに、参考として、新たな区画漁業権の免許に係るスケジュールについて説明があり、7月に免許及び行使規則の認可の申請を受け付け、9月1日に免許予定としていることが説明された。

(3) 令和8管理年度における融通によるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料3-1により「令和8管理年度における融通によるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

漁業法では、都道府県知事は、国から都道府県に配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、知事管理漁獲可能量を定めようとするとき、又は、変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされている。クロマグロについては、管理期間中に融通により増枠されることがあるが、以前は、その都度、配分方法を各漁業団体と協議して、海区漁業調整委員会への諮問や答申を経たうえで、各知事管理区分に配分していた。融通の都度、漁業団体と協議し、委員会の開催を待つて諮問した場合、知事管理区分への配分に一定の期間を要する。このことから、配分を速やかに行うため、漁業団体と協議した配分方法をあらかじめ海区漁業調整委員会に諮問した上で定めておき、融通により本県の漁獲可能量に変更された際は、この方法により配分し、後日、配分結果を委員会に報告している。

こうしたことから、令和8管理年度においても、あらかじめ配分方法を諮問する。なお、個別の知事管理区分からその区分の漁獲可能量について交換等の要望があった場合は、要望する区分への配分が可能となるようする。今回提案する方法は、次の通りである。令和8管理年度において、融通により本県のくろまぐろの漁獲可能量が増加または減少した場合、各知事管理区分の当初配分の数量割合に応じて按分し、ただちに全ての知事管理区分の漁獲可能量を変更する。ただし、個別の知事管理区分の融通の要望に基づく場合は、その知事管理区分の漁獲可能量を変更する。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見等があった。

網谷会長：各県では融通を受けたいとの要望が多くなり、なかなか融通を成立させるのは難しいと思う。富山県としても、融通を受けたい側の県となる。

三國委員：漁獲枠の変更となっても、これまでの倍程増えるわけではなく僅かなもの。そうした中、大メジ、中メジ、マグロなどが多く定置網に入網する。漁獲枠を消化すれば、放流せざるを得ない。富山県でも多くの地域でそうになっている。自分の地元でも、放流したものが死んでしまった場合には、沿岸に漂着して、臭いが発生して問題になることがあるが、なかなか妙案がない。県でも、何か新たな意見を出してもらい、マグロの放流ができないかと思う。今後どのようにやって行けば良いか、会長にもお聞きしたい。

網谷会長：全国的に問題になっているが、漁業者にとっても、県にとっても、国から規制されているものであり、如何ともしがたい部分がある。漁業者としては歯がゆいものだが、海で放流しないといけないもの。県から国へ要望してもらおう必要があると考えている。

前田課長：近年、大型魚がこれまで以上に多く漁獲されるようになり、また、小型魚についても漁獲される時期が長くなるなど、漁獲の状況が以前と変わってきていると認識している。国から配分された漁獲枠以上に漁獲できないのは、富山県だけでなく、全国的に同じ。この解決に向けては、日本の漁獲枠を国際交渉により増枠してもらおうことであり、県としても、機会を捉えて国に要望していきたい。

三國委員：できる限りお願いしたい。

網谷会長：マグロの大型魚を放流するのは、小さなメジを放流することとは訳が違う。漁師にとっては、本当に情けない話。

三國委員：目の前に大きなマグロがいて、それを逃がすのは、お金を捨てるようなもの。担い手確保も厳しい状況だが、そういった観点からも何とかしてもらいたい。

網谷会長：クロマグロの大型魚については、氷見と新湊ではそれなりの漁獲枠があり、それぞれの漁協内である程度の資源管理ができると思うが、とやま市以東では、漁獲枠が小さく、一括りとなっており、より厳しい面があると思う。

このほか、委員からの意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料3-2の案のとおり答申することが承認された。

(4) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料4により「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

令和8管理年度のくろまぐろの漁獲可能量について、水産庁から不等量交換の要望調査が行われたところ、新湊漁業協同組合から知事管理区分「新湊漁業協同組合（定置漁業）」における小型魚から大型魚への不等量交換の要望があり、要望のとおり本県の都道府県別漁獲可能量が変更された。

不等量交換とは、漁獲枠の融通の一つであり、くろまぐろの小型魚の数量にWCPFCで合意された措置に基づく係数（1.47）を乗じた数量を不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量とするもので、今回の変更は、新湊漁協からの要望として知事管理区分「新湊漁業協同組合（定置漁業）」における小型魚2トン大型魚2.9トンに交換するもの。

「令和8管理年度において、個別の知事管理区分の融通の要望に基づき、本県のくろまぐろの漁獲可能量が増減した場合は、その知事管理区分の漁獲可能量を変更する」ことについては、先の議事において承認いただいたことから、知事管理区分「新湊漁業協同組合（定置漁業）」の知事管理漁獲

可能量を要望のとおり変更する。「新湊漁業協同組合（定置漁業）」の知事管理漁獲量は、小型魚では変更前に 29.31 トンであったのが、変更後は 27.31 トンとなり、大型魚では変更前に 3.89 トンであったのが、変更後は 6.79 トンとなる。他の知事管理区分の漁獲可能量に変更はない。

以上の説明に対し、以下のとおり意見があった。

網谷会長：少々理解しにくい内容かもしれないが、小型魚の漁獲枠を減らす分、それを 1.47 倍した数量として大型魚の漁獲枠に繰り入れて変更するもの。今回、新湊漁協で実施されたが、他の漁協でも取り得る方法である。

(5) その他

前田事務局長から、全国漁業調整委員会連合会の会報を配布するとともに、5月15日に東京都で開催された連合会の今年度の総会については、国への要望書の内容等も含めて改めて報告するとの説明があった。

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和8年6月10日（水）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年5月19日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____